

平成30年7月5日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年7月5日(木)
13時55分～15時05分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件
議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について 3件
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について 6件
議案第15号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他

出席委員 19名

1番 高田 法定	11番 荒木 貞道
2番 宇川 傳治	12番 日光 善治
3番 中島 一朗	13番 三輪 和雄
4番 古村 正夫	14番 大谷 文男
5番 山崎 和英	15番 西尾 信秋
6番 田悟 敏子	16番 島倉 博
7番 中村 重樹	17番 水上 俊秀
8番 和田 俊信	18番 杉森 清弘
10番 高藤 孝一	19番 吉江 秀一
	20番 前田 真一郎

欠席委員 9番 青島 由弘

平成30年7月5日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん、ご苦労様でございます。時間前ではございますが、皆さんお揃いですので始めます。最近、雨が降っておらず、やっとまとまった雨が降ってきたと思ったら、大雨洪水警報が出されました。そんな足場の悪い中、こうして総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>先月から始まっております、農用地利用状況調査において、暑い中大変ご苦労様でございます。防災放送でここ何日か連続でクマが出没したということで、事務局にお願いをして、皆さんのお手元にあります、クマよけというクマ鈴等を準備させていただきました。これを持ってがんばって行ってきていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会7月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、〇〇委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第12号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計5件</p> <p>○議案第13号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 計3件</p> <p>○議案第14号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計6件</p> <p>○議案第15号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、4件の付議議案となっております。それでは議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページと2ページをご覧ください。</p>

	<p>受付番号4番は1筆で、面積が 2,069 m²であり、売買により所有権移転を行おうとするものです。位置図については、1ページから3ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号4番について、に〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>ご苦労様です。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇で田です。位置図の2ページをご覧ください。〇〇さんのご自宅の隣の隣の田んぼになります。お話を聞いて参りました。〇〇さんはご高齢で、息子さんはハンデを抱えておられるそうで、〇〇さんに買ってほしいというお話があったそうです。元々、〇〇さんのお父さんの時代から、こちらの田んぼの草刈りだとか管理をされていたそうです。田んぼの耕作もされているので、問題は無いと思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号5番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号5番は3筆あり、合計面積が 1,335 m²で、売買により所有権移転を行おうとするものです。位置図については、4ページと5ページをご覧ください。</p> <p>受付番号5番から8番は譲渡人が同一であるので、まとめて説明させていただきます。</p> <p>受付番号6番は1筆で、面積が 1,030 m²あり、売買により所有権移転を行おうとするものです。位置図については、6ページと7ページをご覧ください。</p> <p>受付番号7番は1筆で、面積が 748 m²であり、売買による所有権移転を行おうとするものです。位置図については、8ページと9ページをご覧ください。</p>

	<p>受付番号8番は4筆あり、合計面積が 2,675 m²で、売買により所有権移転を行おうとするものです。位置図については、10 ページ、11 ページをご覧ください。</p> <p>すべて農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号5番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇です。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。〇〇さんは元々、〇〇にお住まいでした。親の死亡による相続によって、農地を所有されました。その母屋が大きすぎるということで、アパートへ出られました。現在は〇〇さんが受委託されております。もう離農したいということで、農地を手放し、所有権を移転したいということです。〇〇さんにもお声掛けをしたのですが、〇〇さんにはそれだけの力が無いということで、その組合員の方に所有権を移転するというので、各々このような形になっております。現在は田として、水稻並びに大豆等が植えてあります。用排水等の変更等もありませんので、問題は無いかと思っております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件、受付番号5番から8番についてについて、何かご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>7番について、議案書は〇〇さんになっていて、位置図では〇〇さんになっていますが、これはどなたですか。</p>
〇〇委員	<p>〇〇さんです。〇〇さんはお父様です。</p>
〇〇委員	<p>わかりました。</p>
〇〇委員	<p>確認ですが、8番の譲受人の方は〇〇地区の方ですが、こちらの耕作は〇〇さんに委託されるということですか。</p>
〇〇委員	<p>現在は〇〇さんが作付をされております。来年はどうなるか、定</p>

	かなことはわかりません。
〇〇委員	継続されるかは分からないということですね。わかりました。
〇〇委員	こちらの〇〇さんは田を所有されていますが、全部処分されたのでしょうか。
〇〇委員	離農されるということは、全部手放されたということではないですか。
〇〇委員	そうです。
会長	以上で無いようですので、この件についてはよろしいですか。それでは「異議なし」として議案第12号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第12号について「承認」といたします。続いて、議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。よろしく願いします。
事務局	<p>議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご説明します。議案書3ページをご覧ください。</p> <p>受付番号3番は、申請者が〇〇さんで、面積が647㎡です。位置図は12ページから14ページになります。14ページをご覧ください。赤い線の所が今回の申請地です。農家住宅敷地として申請者の父親が〇〇年に納屋、〇〇年に農機具置場、そして数年にわたり住宅の増築を行っており、後ほど5条申請でも説明させていただきますが、横の〇〇の土地で息子さんの住宅建築に伴い敷地の調査・測量を行った際、無断で農地転用をしていることがわかり、今回転用申請を行おうとするものです。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>

会長	<p>それでは、受付番号3番について、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告させていただきます。今、事務局の方からご説明があった通りですが、申請人は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇で、田で647㎡です。申請理由は宅地と農作業場です。位置図の14ページをご覧ください。〇〇にお祖父さんが、〇〇年代に家を新築されたそうです。その後、父親が〇〇に農機具置場と住宅の増築を行いました。この後、また申請されますが、息子さんが〇〇に住宅を建てたいということです。それで敷地を全部調査したところ、〇〇が無断転用になっていたということがわかりました。ご本人は、農地法についてまったく無知だったと反省をされて、始末書も出されております。今後は申請しますということですので、よろしく願い致します。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、受付番号3番について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号4番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号4番は、申請者は〇〇さん、面積が66㎡です。位置図の15ページから19ページに載っていますが、19ページをご覧ください。こちらがもみ乾燥貯蔵施設敷地で、既存の作業所は青い線で囲んであります。これがもう建っている状態です。赤で囲んである、その一部である〇〇の部分が〇〇年より違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。富山県には事前に資料一式を送付しており確認を取っております。この図の横に新築作業所とありますが、こちらも後ほど5条で申請があります。</p> <p>この申請は、農用地利用計画において、農業用施設ということで、指定された用途に供するためのものといった農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号4番について、調査報告をお願いいたします。</p>

〇〇委員	<p>ご苦勞様でございます。申請者は〇〇さんです。私、この方の父親とは昔から仲良くさせていただいております。〇〇年に始まりまして、当時、作付の時にはここまで宅地にするというような話をしておりました。〇〇年に〇〇から個人的にそれぞれで作業をすればということで作業場を建てられました。当然、私達も宅地になっていると思っていれば、今回増築をしようとした時に、書類を調べてみたら宅地になっていなかったということで、4条の申請が出ております。それまでは本人もわからなかったそうです。〇〇さんは婿にいられた方なのでわからなかっただろうと思います。始末書も出ておりますので、ひとつよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号5番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号5番は、4筆あり、合計面積が200.56㎡で、申請者は〇〇さんです。位置図は20ページから22ページになります。22ページをご覧ください。農家住宅敷地として〇〇年より違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。こちらも富山県に事前に資料一式を送付しており確認を取っております。</p> <p>補足ですが、こちら計1,205㎡ということで、1,000㎡を超えているのではないかとということですが、住宅敷地が500㎡以内という一般基準があり、498.3㎡、農作業敷地で498.23㎡、残りが防風林で208.6㎡、合計1,205.13㎡です。違反転用で防風林ということであれば致し方ないというのが県の回答でございました。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号4番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>申請者の〇〇さんにお話を伺って参りました。〇〇年に大型機械の導入によって、家の周りの田んぼがやりにくいということで、新築する時に位置図の22ページ、〇〇とその他を入れ替えて、〇〇を田んぼにしたそうです。始末書等も出されていますので、よろしく</p>

	お願いします。
会長	ありがとうございました。それでは、ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	先ほど、事務局から防風林のお話がありましたが、防風林ならどれだけでもいいということですか。
事務局	どれだけでも良いということではないです。
会長	防風林として認可できる面積とかあれば。
事務局	県には防風林が住宅敷地に含まないで、どれだけでもいいのですかと確認しましたが、基本的には防風林が良いとも悪いともどこにも書いて無く、この部分が防風林として必要だということで、今回は許可せざるを得ないといった判断でした。基本的に一般基準として住宅敷地は500㎡以内、農作業敷地500㎡以内で1,000㎡以内というのは決まっており、例外として形状等でどうしても農業上利用し難いとかいう事であれば、加算が可能といったこと等もあるかと思えます。
会長	はい。他に無いようですので、「異議なし」として議案第13号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第13号については「承認」といたします。 続いて、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をしていただきます。
事務局	議案第14号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。4ページと5ページをご覧ください。 受付番号18番は、譲受人は〇〇、譲渡人が〇〇さんです。面積が697㎡で、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、23ページから25ページをご覧ください。

	<p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号18番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは説明させていただきます。譲受人が〇〇の〇〇、譲渡人が〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇、面積が 697 m²です。位置図 23 ページをご覧ください。赤い線で囲まれた所です。〇〇のななめ後の方になります。申請理由は〇〇の駐車場敷地にしたいということです。〇〇の駐車場が無く、近隣に借りておられるということですが、そちらを解消して、近くにこの物件があったので、こちらを駐車場にしたいということです。申請地は過去何年も田んぼをしていなくて、調整水田として管理されていたそうです。〇〇さんにお話を聞いてきたところ、コンクリートで擁壁をして土砂等を流出しないようにし、雨水に対しては、北側と東側に排水路へ流して、近隣の耕作者には迷惑をかけないようにするという事です。用水は三面がコンクリートになっていたもので、特に問題は無いかと思えます。よろしくお願い致します。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、次に受付番号19番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号19番は、譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんで、面積が 499 m²です。先ほど4条で申請がありました土地の隣になります。分家住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、26 ページから 29 ページをご覧ください。</p> <p>28 ページの赤い部分に住宅を建てるというものです。この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号19番について、調査報告をお願いいたします。</p>

〇〇委員	<p>それでは報告させていただきます。譲受人は〇〇にお住まいの〇〇さん、譲渡人が〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇、499 m²となっております。位置図 26 ページをご覧ください。こちらの赤い部分になります。息子さんが帰ってきてこちらに家を建てたいということで、お話を聞いてきました。使用貸借権を設定するということです。現在、〇〇さんは〇〇のアパートにお住まいですが、昨年お子さんができてアパートが手狭になったということと、将来的なことも考えて実家の横に家を建てたいということです。雨水は北側の水路に流し、生活用水については公共桝へ出すということで、特に問題は無いと思っております。以上です。よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>先ほど〇〇さん自身も転用がありましたよね。面積のことで教えていただきたいのですが、こちらは親子だと思いますが、この場合 1,000 m²を超えても大丈夫なのでしょうか。</p>
事務局	<p>お父さんの〇〇さんは、耕作している農地が 1,000 m²あるという農家住宅ということで、住宅敷地が 500 m²以内で 1,000 m²以内ということで可能あり、今回は使用貸借権を設定され、譲受人が息子さんになるということで、500 m²以内の一般住宅ということで、許可可能となっています。</p>
〇〇委員	<p>相続をされたら大きい面積になるということですね。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
会長	<p>以上で質問が無いようですので、次に受付番号 20 番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 20 番は、賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さんです。2筆で合計面積が 179.47 m²です。こちらも先ほど 4 条申請にもありました、既存の建物の横に新規で、もみ乾燥貯蔵施設を建設することでその敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、30 ページから 33 ページをご覧ください。黄色い部分が新築の作業所を建てる予定の所です。</p>

	<p>こちらも農業用施設ということで、この申請は農用地利用計画において指定された用途に供するためのものといった農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号20番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇の〇〇さんが農業施設の拡張ということで、〇〇さんの土地を賃借で借りて作業所を建てたいということです。農作業場がありまして、その横にもみ乾燥施設を建てたいということで申請が出ております。用排水については問題ないと確認をして参りましたので、よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、次に受付番号21番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号21番は、借受人が〇〇さん、貸渡人が〇〇さんです。面積が46㎡で、従前より〇〇に農機具格納庫が建っていましたが、無断で農地転用していることがわかり、今回、農機具格納庫を建て替えて、〇〇の店舗敷地として転用申請を行おうとするものです。位置図については、34ページから37ページをご覧ください。こちらでも事前に富山県の方に書類一式を送付しておりまして、確認を取っております。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号21番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告させていただきます。貸渡人は〇〇さんで、借受人は〇〇さんです。〇〇さんは〇〇さんのお孫さんにあたります。〇〇にはすでに建物が建っていたもので、話を聞きに行ってまいりました。店舗と書いてありますが、〇〇を建てたいそうです。〇〇を</p>

	<p>しながら育児をして、祖父母の面倒を看たいということで、自宅から 300m くらいの所で非農地を探されたそうですが無かったそうです。ちょうど〇〇の農機具格納庫が建っている所が家からも近く、こちらにしたいということです。すでに農機具格納庫が建っていた所なので、周りの田んぼに影響はないと思います。位置図の 35 ページをご覧ください。〇〇は隣の家で、〇〇は分筆したものです。ここは耕作をしているということです。〇〇はすでに分筆されておりまして、こちらに〇〇を建てたいということです。横にはすぐ用水が流れておりまして、ここへ排水をします。それから宅地になったら、上下水道が近くまで来ていますので、そちらを利用するということです。店舗の排水は下水道に流すということです。始末書も添付されております。小矢部市土改の意見書、区長の同意書等も出ております。以上です。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、次に受付番号 22 番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 22 番は、借借人が〇〇、賃貸人が〇〇さんです。面積が 289 m²で、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、38 ページから 40 ページをご覧ください。位置図 39 ページの赤で囲んである所が申請地です。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号 22 番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>皆さん、どうもご苦労様でございます。譲受人は〇〇の〇〇です。譲渡人が〇〇さんです。〇〇の駐車場に車が 3 台しか停められないので、〇〇さんのこちらの田が空いていたということで、こちらを借りて駐車場を造りたいという申請がありました。位置図の 38 ページをご覧ください。雨水は、道が傾斜していて駐車場は舗装してあるということなので、〇〇の反対側の赤い線の所に用排水がありまして、駐車場に U 字溝を設けて排水に落すということです。〇〇の</p>

	<p>隣に田んぼがあるのですが、駐車場に暗渠を入れて排水を落とすということです。譲受人の〇〇さんとお話をさせていただきました。それから、譲渡人の〇〇さんとも一緒に現地確認をしてきました。これから30年の契約をするということでもあります。区長の承諾書と土改の同意書も出ております。よろしくお願ひ致します。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号23番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号23番は、譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図41ページから44ページをご覧ください。この43ページの赤く囲われている所が申請地です。その斜め上に〇〇、田、面積406㎡、〇〇とあります。こちらの土地については〇〇年に5条許可を受けていて、現在地目変更の手続き中のため、今回の申請には上がってきておりません。宅地分譲敷地への転用を行おうとするものです。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号23番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇の〇〇です。よろしくお願ひします。譲受人は〇〇の〇〇さんです。譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇で地目は田、所有権移転の売買で、転用目的は宅地分譲敷地です。現地確認をしてきました。現況は荒れた耕作放棄地状態でした。〇〇さんも20年近く耕作をしたことがないと言っておられました。隣接している〇〇は廃墟化しておりますし、その横に〇〇がありましたが、そこらも不法投棄状態でした。地元から苦情がたくさん出ておりました。今回の宅地分譲計画については、整備されることにより地元〇〇と〇〇の区長、用水管理者、隣接の田の耕作者、地元営農組合、土地改良、生産組合長の同意書が付いております。なお、本地区は今回の〇〇地区圃場整備事業の対象内地域でもあります。本計画につい</p>

	<p>ては〇〇区画が分譲される予定で、上下水道も接続され、雨水についても雨水調整池が付けられます。あとは、公園と用悪水路、隣の田んぼから〇〇さんの田んぼについている排水路が補修される見込みでありまして、〇〇完成予定と聞いております。許可が出れば〇〇さんが、町内会にも説明をする計画をされております。両方を訪問しております。地元の意向もありますので、どうぞよろしく願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、「異議なし」として議案第13号については、「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として議案第14号については「承認」といたします。続いて、議案第15号「農用地利用集積計画の制定について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第15号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。内訳につきましては、議案書7ページの利用権設定集計にありますように、</p> <p>「10年以上」の利用権設定が1件で、面積が2,240㎡であり、更新が1件です。</p> <p>「6年以上10年未満」が1件で、面積が18,710㎡であり、更新が1件となっております。</p> <p>「1年以上3年未満」が2件で、面積が13,102㎡であり、更新が1件となっております。</p> <p>「3年以上6年未満」はありません。</p> <p>申請の内容については8ページに記載のとおりです。これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。なお、先月まで中間管理機構から配分先の書類を配布しておりましたが、中間管理機構、今月から10月までないので、ありません。以上です。</p>

会長	ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
会長	他に無いようですので、「異議なし」として、議案第15号については「承認」としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
会長	<p>それでは、「異議なし」として、議案第15号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項はありません。次に報告事項について事務局より説明していただきます。よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <p>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>2) 業務報告・予定</p> <p>3) その他連絡事項</p>
会長	それでは、ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。
〇〇委員	前回の旗はどうすればいいですか。
事務局	処分していただくか、次回の総会の時にお持ち下さい。
会長	<p>他にございませんか。無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を〇〇職務代理よりお願ひします。</p>
職務代理	皆さん、ご苦勞様でした。耕作放棄地の確認ということで、今日は雨ですが、この後また暑くなってくるので、体に気をつけ、クマにも気を付けて確認していただきたいと思います。本日はご苦勞様でした。
	— 7月総会終了 —

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

平成 30 年 7 月 5 日

会長 高 田 法 定

議事録署名委員 5 番 山 崎 和 英

6 番 田 悟 敏 子